

税制調査会企画会合（第 25 回）議事録

日 時：平成 20 年 7 月 22 日（火） 14 時 00 分～

場 所：中央合同庁舎第 4 号館共用第一特別会議室

○香西会長

それでは、時間になりましたので、ただいまから「税制調査会 第 25 回企画会合」を開催いたします。

25 回というと、大変会合が多いようですが、これは現在の税制調査会の委員が任命されてから一貫して 3 年間委員を委嘱されているわけですが、それを初めから数えて 25 回目の企画会合になるということでございます。

皆様におかれましては、お忙しい中を御参集いただきまして、誠にありがとうございます。去年の 11 月に答申をまとめまして、それから時間がかなり空きましたけれども、その間にまたいろいろなことが起きておりますので、引き続いて、税制調査会を動かしていかなければならない状態でございますので、どうぞ御協力をよろしくお願いしたいと思います。

本日、議題に入る前に、今回、事務局におきまして、人事異動がありましたので、お知らせいたします。

お手元に資料が配付されていると思いますけれども、財務省、総務省、内閣府いずれにおきましても、人事の異動がございました。お手元に資料がございますので、それをご覧いただきたいと存じますが、今回変わられた審議官から一言簡単にごあいさつをいただきたいと存じます。

まず、財務省の田中一穂審議官から、お願いいたします。

○田中審議官

田中でございます。よろしくお願いいたします。

○香西会長

よろしくお願いいたします。

総務省の佐藤文俊審議官、お願いいたします。

○佐藤審議官

どうぞよろしくお願いいたします。

○香西会長

どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、次に本日の進め方について申し上げます。

本税調では、昨年、皆様の御協力を得て審議を重ね、11 月に答申を提出いたしました。

今後の抜本的な税制改革の方向性についての税調の考え方は、その中でとりまとめておりますので、今年度については、責任を持って、もう一度見直ししながら、それを

ベースにして、その後の動きを踏まえて必要な議論をしていきたいと考えております。

実際の議論につきましては、また時を改めてお願いしたいと考えておりますけれども、前回の開催から半年以上が経過いたしまして、その間いろいろな動きがありますので、本日は税制をめぐる状況につきまして、委員の間で認識を共有し、今後の審議に備えたいという意味で、本日の会議をお願いいたしたわけであります。

したがいまして、本日は前半にこれまでの状況について各種の報告をお聞きいただき、後半にフリーディスカッションを行うことを考えております。後半においては、自由に御意見をちょうだいしたいと考えております。

なお、前半の報告事項ですけれども、お手元の議事予定にもございますけれども、まず「平成 20 年度改正について 等」を事務局より報告していただきたいと思います。私どもの答申が出た後、与党の税調、政府の間でいろいろ動きがありまして、結局、平成 20 年度の改正が行われたわけですが、私どもの答申も踏まえて行われたこの改正について、機会がありませんでしたけれども、ここで一度まとめて御報告をいただきたいと思います。

次に、政府の動きと関連して 2 点報告をしたいことがございます。

1 点目は、経済・財政に関する政府の動きでありますけれども、先月 6 月 27 日に基本方針 2008 が閣議決定されました。したがって、これについて事務局より御報告をしていただきたいと思います。

2 点目は、政府につくられました社会保障国民会議が、先月 6 月 19 日に中間報告をまとめておられます。そちらについて、同会議の座長をお務めになられておられます吉川委員から御報告をいただきたいと思います。存じております。

なお、資料につきましてですが、本日は以上の報告資料と、そのほかに井戸委員から資料の提出がありましたので、併せてお配りしていることを御報告しておきます。

それでは、早速ですが「平成 20 年度改正について 等」に入りたいと思います。20 年度税制改正の概要や経緯などについて、御紹介をいただきます。

この点については、約 30 分くらいかかるかと思いますけれども、まず第 1 に主税局の星野税制第一課長から、改正の概要その他について 20 分から 25 分ぐらい。その後、主税局佐川総務課長から税収の決算が最近明らかになりつつありますので、これについての報告が 5 分ぐらい。それから、総務省の自治税務局米田企画課長から、地方税関係について、同じく 5 分ぐらいで御説明をいただきたいと思いますということでございます。

それでは、早速ですけれども、星野課長からよろしく願いいたします。

○星野税制第一課長

それでは、まず私から、20 年度税制改正をめぐる動きにつきまして、お手元にお配りしております資料「企画 25－2」というもので御説明をさせていただきたいと思います。

まず、その資料の 1 ページをご覧くださいと思います。「平成 20 年度税制改正

（国税）について」でございますけれども、ページの左側から御説明させていただきます。

20 年度税制改正では、まず公益法人改革への対応、寄附金税制につきまして、当調査会で幾度にわたって御審議いただいた内容ですとか、昨年 11 月の答申の内容を踏まえまして、新たな法人類型に係る税制上の措置を整備し、いわゆるみなし寄附金につきましても、思い切った拡充の措置を講じたところでございます。

次に昨年の答申におきまして、政策税制の効果的な活用に当面重点を置く必要があるとの御指摘をいただきましたことを踏まえまして、研究開発税制、エンジェル税制、教育訓練費に係る税額控除制度につきましても、拡充、重点化などの措置を講じております。また、農林水産業と商工業の連携等を促進するための措置を講じておるところでございます。

ページの右側「金融・証券税制」につきましては、昨年の答申で上場株式等の配当や譲渡益の軽減税率は期限到来とともに廃止すべきである。また、それを前提として金融所得間の損益通算の範囲を拡大すべきとの御提言をいただいたところでございましたが、これに沿いまして、一定の経過措置を設けつつ、軽減税率を廃止するとともに、平成 21 年より上場株式等の譲渡損失と配当との間の損益通算の仕組みを導入することとしたところでございます。

「土地・住宅税制」につきましては、土地の売買に係る登録免許税の軽減税率を段階的に縮小するほか、住宅の省エネ改修促進税制が創設されたところでございます。

そのほか、時間の関係上説明は省略いたしますけれども「国際課税」ですとか「その他」のところに記載しておりますのは、年度末に期限が到来した各種の租税特別措置でございます。適用期限の撤廃や期限延長の措置を講じております。

税制改正関連法案の国会審議におきましては、これら期限が到来してしまう措置の取扱いをどうするかが焦点となったわけですが、その一番の焦点が「その他」の項目の一番目に書いてございます揮発油税、地方道路税、自動車重量税の特例措置、すなわち道路特定財源の暫定税率の取扱いであったことは、皆様も御承知のことと存じます。

次に、こうした 20 年度税制改正をめぐって、国会を中心にどのような動きがあったかを簡単に御説明したいと思います。2 ページをご覧ください。

先ほど御説明いたしました税制改正の内容は、1 月 11 日に「平成 20 年度税制改正の要綱」という形で閣議決定されまして、法律案としては例年よりも早く、1 月 23 日に「所得税法等の一部を改正する法律案」として閣議決定され、国会に提出されました。

その 2 日後、25 日には今度は地方税の 20 年度税制改正関係の法案につきまして、閣議決定され、国会に提出されたところでございます。これらの税制改正関連法案につきましては、所得税法等の一部を改正する法律案の例で申し上げますと、衆議院の財

務金融委員会におきまして、参考人の質疑も含めると、20 時間を超える審議が行われるなど、衆議院では例年よりも充実した審議が行われたところでございます。そして、2 月 29 日は衆議院で可決されて、参議院に送付されることとなりました。しかしながら、参議院では与野党対立の下で、なかなか審議が行われない状態が続きまして、そうした中で、先ほど御説明した各種の租税特別措置の年度末の期限切れが迫ってまいりました。

そこで、3 月 27 日には福田総理が記者会見を行われました。具体的には税制改正関連法案の年度末成立に向けて、与野党間の意見対立の的となっておりました道路特定財源制度について、今年の税制抜本改革時に廃止し、21 年度から一般財源として活用するという内容の新たな提案をされたところでございます。しかし、その後も法案審議は進まなかったということで、期限切れに伴って、国民生活等の混乱が予想された措置のうち、道路特定財源の暫定税率を除く措置につきましては、与野党合意の下、ひとまず適用期限を 2 か月延長することになりました。この内容を法案化したものが、3 月 31 日に提出された「国民生活等の混乱を回避するための租税特別措置法の一部を改正する法律案」でございまして、議員立法として提出されて、同日成立したわけでございます。いわゆるつなぎ法でございます。

なお、地方税法につきましても、同様の法律案が提出され成立したということでございます。

他方、道路特定財源の暫定税率は、3 月 31 日で期限切れとなりましたので、4 月 1 日以降、税収面、地方における道路関係事業の執行、ガソリンの供給や販売面などにさまざまな影響が生じたところでございます。

その後、税制改正関連法案につきまして、4 月上旬になって、ようやく参議院で審議が始まることとなりましたが、政府・与党の方では 3 月 27 日に総理が示された新たな提案が 4 月 11 日に政府・与党決定という形にされたところでございます。

この文書自体は、3 ページに付けてございます。ご覧いただければと思いますが、この中で「三、道路特定財源制度は今年の税制抜本改正時に廃止し二十一年度から一般財源化する」とされております。

「四、暫定税率分も含めた税率は、環境問題への国際的な取組み、地方の道路整備の必要性、国・地方の厳しい財政状況を踏まえて、今年の税制抜本改革時に検討する」と書かれております。

2 ページに戻りまして、結局、税制改正関連法案につきましては、2 月 29 日に参議院に送付されてから 60 日以上経っても議決されないということになりましたので、4 月 30 日に憲法 59 条の規定に基づきまして、参議院が否決したとみなした上で衆議院で再可決され、ようやく成立することとなりました。

なお、5 月 13 日には先ほどの道路特定財源に関する政府・与党決定の内容が更に閣議決定されてございまして、これは 4 ページにお付けしておりますけれども、中身とし

ては、政府・与党決定と内容が重なっておりますので、説明は省略させていただきます。

なお、2 ページで御説明した各法律案、関連する政令案につきましては、お手元にお配りしております資料「企画 25－1」に要綱を載せてございますので、お時間のあるときにご覧いただければと存じます。

次に道路特定財源の関係でございます。今ご覧いただきましたように、20 年度税制改正の焦点は、道路特定財源でございました。6 ページ、7 ページと道路特定財源の仕組みについて参考として資料をお付けしておりますので、御参考にしていただければと思います。

8 ページ以下でございますが、道路特定財源の一般財源化につきまして、総理の記者会見、国会答弁において、どのようなことをおっしゃっているかを御紹介させていただきます。

まず、道路特定財源の一般財源化の在り方についてでございます。8 ページの左側をご覧くださいますと、下線部にございますとおり、総理は生活者の目線で、その使い方を見直していく。更には生活者が求めているさまざまな政策に使うための言わば、生活者財源へと改革していくと述べられております。

右側にあります国会答弁では、他方で使途の在り方について、現行の課税の趣旨から考えると、納税者の理解をいただくことも必要という考え方をも述べられた上で、やはりさまざまな政策に使えるようにすべきとの考え方を述べておられます。

次に、一般財源化後の道路特定財源の税率水準に関してでございますけれども、9 ページをご覧くださいますと、左側にございますように、暫定税率を維持する方が必要なことではないかと私は思いますと述べられております。

右側にありますように、来年以降、暫定税率を下げるかどうかについて、今より下がることはなかなか考えにくいと率直に申し上げて思っております。今の暫定税率水準が来年も維持されることは可能性が高いと私は思っておりますと述べられております。

10 ページでございます。その際、福田総理が特に強調されたのは、環境面への配慮でございまして、左側にございますとおり、ガソリンなどへの燃料課税は地球温暖化対策上一定の役割を担っている。広い意味では、環境に関連する税制であると述べられておりまして、イギリス、フランス、ドイツなどでは環境対応ということで、こうした税を上げてきているのに対し、我が国は欧州のそういう国々と比べて税率が低い。したがって、ガソリンなどの暫定税率を廃止することは、地球温暖化対策に逆行すると述べられております。

他方、右側でございますが、それならガソリンなどへの燃料課税について、環境税に転換してはどうかという質問に対しましては、総理は燃料課税の位置づけについて、先ほどと同様の考え方を述べられた上で、幅広く国民に負担を求める税に転換するこ

とについては、温暖化対策全体の中での具体的な位置づけ、その効果、国民経済や産業の国際競争力に与える影響などを十分に踏まえ、総合的に検討していくべき課題であると述べられております。

11 ページにございますとおり、6月9日に日本記者クラブで講演されておりますけれども、この中で総理は、秋に予定している税制の抜本改革の検討の際には、道路財源の一般財源後の使途の問題にとどまらず、環境税の取扱いも含め、低炭素化促進の観点から税制全般を横断的に見直し、税制のグリーン化を進めますと述べられております。

12 ページ以下でございますが、福田総理が国会などで述べられたことの背景となっている事実関係について、簡単に御説明をしたいと思います。

12 ページですけれども、左側の表4Aをご覧くださいければわかりますとおり、OECDの環境統計におきましては、我が国の道路特定財源諸税は、すべて環境関連税制として分類されておるところでございます。

右側の表4Bで示されておりますように、そのGDP比率を見ますと、OECDの平均1.8%よりもやや低い1.7%に位置しているということでございます。

13 ページ、14 ページですが、我が国のガソリン価格は、揮発油税等のいわゆるガソリン税の税負担額と消費税の税負担額を併せて見たところで、アメリカなどを除きまして、主要国の中でも低い水準にございまして、この結果として、ガソリン価格として見ましても、相対的には低い水準にあることが示されているところでございます。

最後に15 ページ、16 ページでございます。説明は省略いたしますが、総理も述べられた諸外国では環境対応、地球温暖化対策でエネルギー課税を引き上げているということに関して、関連資料をお付けしてございます。

以上、20 年度税制改正をめぐる動き等について、御説明をいたしました。

続きまして、相続税の見直しについての御説明をさせていただきたいと思っております。資料は「企画 25－3」という資料でございます。

1 ページをまずご覧いただきたいと思っております。相続税につきましては、昨年11月の答申でお示しいただいた考え方を踏まえまして、検討が進められてきているところでございます。本年1月に閣議決定をされました「平成20 年度税制改正の要綱」におきまして、取り組むべき課題として3 点言及しております。それが1 ページでございます。

1 点目として、事業承継税制の抜本見直しについてでございますが、先般の通常国会におきまして、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律、これは経済産業省の所管法律でございますが、これが成立をいたしました。これを踏まえまして、21 年度改正において、取引相場のない株式等に係る相続税の納税猶予制度を創設することといたしております。

2 点目として、新しい事業承継税制の制度化に合わせまして、相続税の課税方式を

いわゆる遺産取得課税方式に改めることを検討するとしております。

3点目といたしまして、その際、格差の固定化の防止、老後扶養の社会化への対処など、相続税をめぐる今日的課題を踏まえ、相続税の総合的見直しを検討することにしております。

今、申し上げた課題のうち、事業承継税制の見直しについて御説明をしたいと思っております。

2ページをご覧ください。「新しい事業承継税制（案）の概要」につきましては、ここに図でまとめさせていただいておりますけれども、まず相続税の申告期限後5年間までの間は、経済産業大臣による認定、事業の継続のチェックなどにつきまして、先ほど御説明いたしました中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律、今後、定められていきます関係政省令に基づきまして、基本的には経済産業大臣が行うというスキームになっております。

税制におきましては、要件を満たす相続につきまして、取引相場のない議決権株式の課税価格の80%に対応する相続税の納税を猶予する一方で、5年間の事業継続要件といたしまして、例えば代表者であることとか、株式の保有継続といったような要件を満たさなくなった場合には、相続税を全額納付することとされております。

また、5年間経過した後でございますけれども、株式の保有が継続されれば、相続税の納税猶予はなされるわけでございますけれども、株式を譲渡などした場合には、譲渡した部分に対応する猶予税額を納付することとされております。

また、後継者の死亡などの場合には、猶予税額が免除されるといったスキームになっているわけでございます。

3ページに11月の答申を載せてございます。基本的な考え方の中で、事業承継税制につきましては、課税の公平等の観点からも許容できる、経済活力の維持のために真に効果的な制度とする必要があると御指摘をいただいております。新しい事業承継税制につきましては、経済産業大臣による関与を通じまして、計画的かつ円滑な事業承継を促進しつつ、雇用の確保などは図る仕組みとなっている一方で、株式を譲渡した場合などには、相続税を負担してもらうことにするなど、課税の公平性にも留意した制度となっているところでございます。

また、現行の各種特例を拡充することに関する問題点にも留意しつつ、相続税制全体的見直しの中で更に検討を進めることが必要とされておりましたけれども、この点につきましては、この後、御説明いたします課税方式の見直しにつきまして、今後、検討を行ってまいるところでございます。

今、申し上げた課税方式の見直しでございます。それにつきましては、4ページをご覧くださいと思います。

現行の課税方式の問題点につきましては、これまでも御指摘をいただいているところでございますが、簡単に整理させていただくと、まず下線部に書いてございますと

おり、1人の相続人の申告漏れによって、他の共同相続人にも追徴税額が発生するといったような問題がございます。

また、居住等の継続に配慮した現行の各種特例がございますけれども、こういったものは現行課税方式の下では居住等を継続しない他の共同相続人の税負担をも軽減する効果があるために、制度の趣旨や課税の公平性の面からも問題と考えられております。

更にページの下の方でございますけれども、現在の基礎控除には定額部分がある結果、法定相続人数が多いほど相続人1人当たりの基礎控除額が逡減するため、相続額が同額でも法定相続人数の違いにより税負担に不均衡が生ずるといった問題もございます。

こういった問題を解決するために、20年度の税制改正要綱において、相続税の課税方式をいわゆる遺産取得課税方式に改めることを検討するとされているわけでございます。

5ページ、6ページでございますが、これが相続税の課税方式のイメージと特色につきまして、まとめたものでございます。この点につきましては、これまで当調査会でも御説明をしてきたところでございますので、飛ばして7ページをご覧いただきたいと思います。

7ページが、現行の法定相続分課税方式の仕組みを図解したものでございますけれども、現行課税方式は取得課税を基本としてはおりますけれども、算出の仕方に特徴があるわけございまして、具体的には相続財産を法定相続人が法定相続分で取得したとして、相続税の総額を算出して、この相続税の総額を各相続人の実際の相続分に応じて按分して、各相続人の相続税の負担額を算出するという方法でございます。これに対して、本来の遺産取得課税の方式によれば、各相続人に対して実際の取得額に応じて累進で課税をするという違いが出てくるわけでございます。

現行課税方式を遺産取得課税方式に改める場合に、具体的にどのような論点が生ずるのかというのを、この表を見ながら御説明したいと思います。

まず、資料の左端に示してございます基礎控除ですとか非課税財産の扱いでございます。現行方式においては、相続税の対象となる課税遺産総額を算出する段階で、基礎控除や小規模宅地の特例を考慮しているわけでございますけれども、遺産取得課税方式に改める場合には、各相続人の取得財産に係る課税価格を算出する段階で考慮する方向で検討することになるのだと考えております。

資料の真ん中部分で示しております課税遺産総額を法定相続分で按分して、それに対して、超過累進税率を適用するといったプロセスについては、制度を変えることによって必要ではなくなるのではないかと考えております。

資料の右端に示しておりますように、配偶者控除を始め、未成年者控除ですとか障害者控除などの各種控除は、税額からの控除方式をとっているところでございます。

現行においては、課税方式の仕組み自体からくる制約上、税額控除方式しかとり得ないわけでございますけれども、課税方式を改めた場合には、課税価格からの控除もとることができるということでございまして、各種控除の控除方式をどうするかといったような論点も出てくるわけでございます。

更に右下を見ていただきますと、執行面においてもさまざまな論点がございまして、申告・納付関連で申しますと、現行課税方式の下では納税地は、被相続人の死亡時の住所地としていることですか、相続人の連署方式で共同申告を認めているといったようなことにつきまして、課税方式を改める場合にはどう考えるかといったような論点も生じてくるわけでございます。

課税方式を遺産取得課税方式に改めるに際しましては、今、御紹介したような論点をはじめとして、法制的にもまた実務的にも論点が多岐にわたるものと思われまして、見直しに当たっては十分な検討が必要だと考えております。

現時点におけます検討状況を申し上げますと、主税局といたしまして、課税方式を改めることにした場合の主な法制的、実務的な論点として、どのようなものが現時点において考えられるかといったことにつきまして、実務家、税理士の方々とか学者のこういった分野に詳しい方といった有識者の方々から、いろいろとヒアリングを行ってきたところでございます。こうしたヒアリングの結果を整理したものにつきまして、資料として、この後、8 ページ以下に付けさせていただいております。

8 ページに、今、申し上げましたさまざまなポイントについて、こういったような項目があるかということ挙げてあるわけでございます。

「1. 税額計算の基本構造」から始まりまして「2. 未分割での申告」がどうなるか等々 8 項目が上がってございまして、こういった項目について、更にブレイクダウンしたものが 9 ページ以降 15 ページまで付いております。御参考までに資料を付けさせていただいたところでございます。

検討事項の 3 点目の相続税の総合的見直しについてでございますが、これは 15 ページをご覧くださいと思います。

一番下のところに下線が引いてございますけれども、昨年の答申の中では、相続税課税の現状等と今後の方向性の部分で、相続税をめぐる環境等の変化を踏まえると、相続財産に適切な負担を求め、相続税の有する資産再分配機能等の回復を図ることが重要であるとのお考えをお示しいただいております。

更に 16 ページをご覧くださいと、後ほど内閣府から御説明があると思いますが、骨太の 2008 におきましては、税体系の抜本的な改革に当たっては「(2) 世代間・世代内の公平の確保」といった課題をも踏まえて検討が必要とされておまして、特に資産課税につきましては、格差の固定化の防止や老後扶養の社会化への対処といった今日的課題も踏まえて、資産課税（相続税）を総合的に見直すとされているところでございます。

私からは以上でございます。

○佐川総務課長

引き続きまして、資料「企画 25－4」でございますが、平成 19 年度決算概数について、私から御説明させていただきます。

1 ページは、今月上旬に発表いたしました、平成 19 年度一般会計税収の決算概数でございます。

右から 3 つ目の欄に、19 年度「決算額（概数）」というものがありまして、一番下の 51.0 兆円というものが合計でございます。

これは左の欄の「補正後予算額」の 52.6 兆円を約 1.5 兆円下回っているところでございます。税目で見ますと、所得税はほぼ見込みどおりでしたが、法人税が年明け以降の円高、あるいは原料価格等の高騰を背景にした企業収益の悪化ということで 1.2 兆円下がっておりまして、消費税もやや下がり、結果として 1.5 兆円補正後から下がったわけでございます。

ただ、一番左に「18 年度決算額」が 49.1 兆円とありますので、そこから比べますと、1.9 兆円の増加となるわけでございますが、これは定率減税の廃止等制度的な改正に伴う増収などによるところがほとんどであると考えております。

各税目ごとの詳細については、2 ページに載っておりますが、ここは省略をさせていただきます。

3 ページ目は、昭和 63 年度、20 年前からの税収決算額の推移を示した表でございます。ピークはバブル期の平成 2 年、60.1 兆円でございます。その後、景気の低迷あるいは累次の減税措置ということで、平成 15 年には 43.3 兆円まで落ち込んだところでございます。その後、景気の回復局面で、法人税を中心に税収が上向いてきて、19 年度は 51 兆円になったところでございます。その間、定率減税の廃止、縮減あるいは税源移譲等の制度改革もございました。

4 ページ目でございますが、平成 16 年度以降一般会計税収が増加傾向に転じておりますので、それ以降の当初予算、補正予算、決算額はどうかを表にしたものでございます。見ておわかりのとおりでございますが、16 年度、17 年度は当初から補正、決算と増額になっておるところでございますが、18 年度予算におきましては、補正後 4.6 兆と景気の回復もあって大きくプラスに見込んだところでございますが、決算は 49.1 兆円と、補正後 1.4 兆円減ったわけでございます。

したがいまして、18 年度の決算で 1.4 兆円、土台減になったものを踏まえまして、19 年度の補正は 53.5 から 52.6 と 0.9 兆円の減額補正をしたわけでございますが、結局、冒頭申しましたように、企業の景気がよくなってきているものですから、19 年度決算は 51.0 兆円になったということでございます。

したがいまして、20 年度税収でございますけれども、今、申しましたように、19 年度決算が補正後 1.5 兆円下回っておるものでございますが、これが土台減となるわけ

でございます。いずれにしましても、20 年度税収につきましては、税収の収納が始まったばかりでございますので、今後とも経済状況あるいは課税実績等をきちんと注視していきたいと考えているわけでございます。

以上、税収の決算でございました。

○米田企画課長

「企画 25－5」の「平成 20 年度税制改正について（地方税関係）」という資料をおめくりいただきたいと思います。

1 ページ目は、20 年度の税制改正の主なものを挙げております。

左側の 1 番目をご覧くださいと「一 地域間の財政力格差の縮小」でございまして、3 つ目のパラグラフをご覧くださいと、消費税を含む税体系の抜本的改革が行われるまでの間の暫定措置として、法人事業税の一部を分離し、地方法人特別税及び地方法人特別譲与税を創設することにしました。その下のところに、具体的な方法が書いてございます。

続きまして、右側の上の二をご覧くださいと、個人住民税における寄附金税制を抜本的に拡充いたしました。対象寄附金につきましては、所得税の寄附金控除の対象となる寄附金のうちから、地方公共団体が条例により指定した寄附金を追加いたしました。

更に寄附金控除の上限額を引き上げ、適用下限額を引き下げるという改正がございました。

その上で、地方公共団体に対する寄附金につきましては、適用下限額 5,000 円を超える部分について、一定の限度まで所得税と合わせて全額控除するという改正を行ったところでございます。

三は、地方の道路特定財源の部分でございまして、いずれも暫定税率を延長したという内容でございます。

四以下は、その他の改正でございまして「四 証券税制」につきましては、国税の改正と併せた改正でございまして、五は公益法人制度改革への対応を行った部分でございまして。

2 ページは、六、七といずれも政策税制を掲げてございます。地方税につきましては、従来から環境面に着目した税制を自動車税等で行ってきたということについての改正でございます。

なお「八 その他」のところでは、個人住民税につきましては、公的年金からの特別徴収制度を導入することといたしました。具体的には、平成 21 年 10 月支給分から実施することとしております。

以上が税制改正の主なものでございまして、3 ページ以下は地方の道路特定財源につきまして、掲げさせていただいております。

4 ページは「地方における道路特定財源一覧」です。従来から御説明いたしました

とおり、地方税として2つ、地方譲与税として3つ、いずれも税法または譲与税法によりまして、道路に関する費用に充てることが定められているものでございます。

なお、石油ガス譲与税を除きまして、暫定税率が定められております。

5 ページは、道路関係費の歳出と財源の内訳を示したものでございまして、例えば左の都道府県をご覧くださいますと、地方の道路特定財源、国庫支出金等を合わせましても、道路に関する費用の40%を賄っているに過ぎず、残りを一般財源等で賄っている状況でございます。

6 ページでございます。地方の道路特定財源の一般財源化につきまして、増田総務大臣が国会答弁をしたものを左右に付けてございます。

左の方をご覧くださいますと、地方の財源の分についても一般財源化をするということでございますという答弁でございます。

7 ページ以下は、軽油につきまして、価格と税負担額を国際的な観点から比較いたしましたものでございます。参考をご覧くださいければと存じます。

引き続きまして、地方税の19年度の決算見込みでございます。「企画25-6」という資料をご覧くださいきたいと存じます。

1 ページ目をご覧くださいますと、一番左に「18年度決算額」を掲げてございます。「地方税計」で35兆8,000億円でございます。

1つ飛んでいただきまして、Cの欄「19年度決算見込額」をご覧くださいますと、39兆5,000億円強になっております。

右の方をご覧くださいますと、18と19の決算を比べますと「地方税計」で、3兆7,000億円の増収になっておりますけれども、ここの中には個人住民税に所得税から3兆円の税源移譲分が入っておるわけでございます。

なお、ちょっと戻っていただきまして、左から2つ目「19年度地財計画額」Bの欄をご覧くださいますと、これとの比較がその右から2つ目の「対19地財」というところに入っております。これを見ますと、地財の見込みから見ますと、8,400億円ほど減収になったというものでございまして、その主なものは上から2つ目の法人二税ということで、国税と同じような状況になっているということでございます。

2 ページは、税目別の細かなものでございますので、省略させていただきます。

3 ページは、平成9年度以降の税収を見たものでございます。ボトムでございました平成15年度が32兆円でしたので、そこから見ますと、8兆円弱回復をしてきたということでございます。

なお、18、19で飛んでおりますのは、3兆円の税源移譲の結果が主なものでございます。

4 ページには、地財計画額と決算額の推移を載せてございます。御参考でございます。

以上でございます。

○香西会長

どうもありがとうございました。

ここで私からも1つ申し上げたいことがございます。それはただいまの御説明の中にありました、相続税のことですけれども、相続税につきましては、21年度の税制改正においては当然問題になるわけでありまして、政府税調といたしましても、この問題についての議論を詰めていく必要があるということでもあります。

本日は、相続税について取り組むべき課題や課税方式の見直しに関する問題の所在等について、事務局あるいは事務局が行ったヒアリング結果などを御紹介いただいたわけですが、この中にもございましたけれども、課税方式の見直しに関する法制的・実務的な論点は非常に多岐にわたっておりますし、かつ専門的・技術的な側面が強くあるわけでございます。

したがって、この問題については、税調で円滑に審議を進められるように、事務局において既に始めていますが、実務家や学者の方々の有識者から意見を十分に聴取しつつ、検討を行っていただきたいと考えております。その上で、その結果を基に今後の税調において審議をしたいというつもりであります。

なお、事務局において検討を進めている間でありましても、委員の皆様の中で御意見があれば参考にしたいと考えておりますので、事務局あてに御自由に御意見をお出しただければありがたいと考えておりますので、どうかよろしくお願いいたします。

以上で政府の上の方の3つの課題は片付いたわけですが、残りました骨太方針2008につきまして、経済財政諮問会議の事務局から概要をお伺いしたいと思います。内閣府の西川審議官から御説明をお願いいたします。

○西川審議官

資料「企画25-7」とございます冊子をご覧ください。経済財政改革の基本方針、いわゆる骨太方針は今年で8回目となります。去る6月27日に諮問会議から答申され、「経済財政改革の基本方針2008」として閣議決定されました。

2枚めくっていただき、左側の目次をご覧ください。

第1章では、生活者重視を始めとした改革の視点を掲げております。

第2章、第3章に関連しまして、経済財政運営におきましては、成長力の強化と財政の健全化を車の両輪として改革に取り組んできております。成長力の強化につきましては、本年は第2章だけでなく、特に「第3章 低炭素社会の構築」を設け、2つの章で成長力の強化全般を扱うという形にしております。

第2章でございますが「1. 経済成長戦略」は、3つの柱からなっております。

「Ⅰ 全員参加経済戦略」で、人材活用と生産性の向上を掲げております。女性、高齢者、若者を問わず、全員が経済活動に参加でき、雇用者を増加させる。その中でワーク・ライフ・バランスを実現していくといったこと、あるいは業種を問わず生産性の向上に取り組んでいくといった内容を盛り込んでおります。

「Ⅱ グローバル戦略」では、平成の改革として開かれた国づくりを進める。このため、経済連携協定の拡大、対日直接投資の加速といったことを盛り込んでおります。

「Ⅲ 革新的技術創造戦略」では、強みである技術力を生かすということで、環境・エネルギー技術、スーパー特区などを掲げております。

「２．地域活性化」におきましては、地方の再生、強い農林水産業、中小企業など、地域まで目を届かせた政策について述べております。

「第３章 低炭素社会の構築」におきましては、先ほど御紹介がございましたが、６月９日の福田総理のスピーチなどを踏まえまして、１つは世界に先駆けて低炭素社会に転換する道筋としての行動計画を策定することを掲げ、２つ目は身近な都市、住宅など生活や社会の在り方を持続可能なものに変革することを掲げております。

第４章は、主に財政健全化に関わる課題を取り上げております。こちらからは本文をご覧いただきたいと思います。１８ページをお開きください。

１８ページの第４章の１でございますが、国民本位の行財政改革として、初めに「（１）地方分権改革」について掲げてございます。ポイントにございますような地方分権推進のための行程を示しております。

１９ページにいかせていただきますが「（２）生活者重視の行政システム（消費者行政、規制改革）」では、まさに消費者の視点に立った行政ということで、消費者庁の創設、利便性の向上などの規制改革を掲げております。

１９ページの下から始まります「（３）政府機能見直しプログラム～ムダ・ゼロの実現～」では、プログラムに沿ってムダ・ゼロを実現していくことを掲げており、具体的には２０ページの上からご覧いただければと思いますが、地方分権、独立行政法人改革などのほか、ムダ・ゼロ政府を目指してに記載しておりますような各般のムダ・ゼロ政府を目指した取組みを掲げております。

２１ページからでございますが、先ほど御説明がありました「２．道路特定財源の一般財源化」について、５月１３日の基本方針の閣議決定などを踏まえて述べております。

ポイントにございますように、道路特定財源等に関する基本方針に基づき、道路特定財源制度は平成２０年度の税制抜本改革時に廃止し、平成２１年度から一般財源化し、生活者の目線でその使い方を見直すとしております。

「具体的手段」としては、その下に４点ございますが、新たな道路の整備計画やＰＤＣＡの厳格な実施などを含めております。

「３．歳出・歳入一体改革の推進」の全体でございますが、骨太方針２００６以来の基本的な考え方を踏まえ、財政健全化に向け、安定した成長を図るとともに、基本方針２００６及び基本方針２００７を堅持し、歳出・歳入一体改革を徹底して進めることにより、まずは２０１１年度には国・地方の基礎的財政収支を確実に黒字化させ、更に２０１０年代半ばにかけては、債務残高ＧＤＰ比を安定的に引き下げるなど、進路と戦略に定められた中期的な財政健全化の目標を確実に達成するとしております。

これをどのようにして具体的に実現するかにつきましては、22 ページの左の上を見ていただければと思います。ここに3つの手順として述べております。

「改革のポイント」の1として、重点配分を行いつつ、歳出全般にわたって、引き続き基本方針2006や2007にのっとり、最大限の削減を行うとしております。

2として、重要課題実現のために、必要不可欠となる政策経費については、まずこれまで以上にムダ・ゼロ、政策の棚卸し等を徹底し、一般会計、特別会計の歳出経費の削減を通じて対応するとしています。

3として、以上の歳出改革の取組みを行って、なお対応し切れない社会保障や少子化などに伴う負担増に対しては、安定的な財源を確保し、将来世代への負担の先送りは行わないとしております。

こうした財政健全化の中期的な方針と足元の取組みの関係について、諮問会議で半年置きに点検するようにしております。本年の年央の経済財政の中期試算につきましては、先ほど御説明のありました足元の税収の下方修正や経済の情勢等を踏まえて準備を進めておりまして、本日夕刻の経済財政諮問会議に報告することを予定しております。

23 ページに移っていただきますが、税体系の抜本的な改革につきまして、4として記載しております。消費税を含む税体系の抜本的な改革について、早期に実現を図る。その際、平成16年年金改正法、基本方針2006及び2007や平成20年度与党税制改正大綱の基本的考え方等を踏まえる。また、社会保障と税について一体的に改革する必要がある、下の注に記載しております進路と戦略で示した安心・持続のための5原則に沿って議論を進めるとしております。

「改革のポイント」は、4点ございます。

生産性を向上し、成長力を強化する。

再分配機能との関係性、世代間・世代内の公平を確保する。

あるいは社会保障を支える安定的な財源を確保する。

先ほど来御説明のありました、道路特定財源の一般財源化の問題に関連しまして、低炭素化促進の観点から、税制全般を見直す。

この4つをポイントにしております。

「重点事項」につきましては、23 ページの下半分に記載がございますが、ここに記載されているものに限られるわけではありませんが、後ほどご覧いただければと思います。

24 ページから、第5章として、歳出の各分野における課題を述べております。特に社会保障につきましては、現行制度の効率化の必要性などについて、24 ページの下半分「具体的手段」の(1)で指摘しております。

併せて24 ページの一番下からでございます「(2) 重要課題への対応」におきまして、重要課題に対しては必要な取組みを行い、国民の安心を確保するため、救急医療

体制や医師不足を始めとして、社会保障における重要課題への対応について 25 ページ、26 ページの中ほどまでにかけて記載してございます。

第 5 章の他の節では、26 ページに「2. 未来を切り拓く教育」、27 ページの 3 に治安、防災関係の記述、28 ページは、エネルギーの安定供給、29 ページの 5 では、食料というふうに、国民生活の基盤に関する政策について記述がなされております。

29 ページからの最後の第 6 章におきましては、21 年度予算の考え方として、経済動向については、最近の世界経済の厳しい状況を踏まえまして、経済のリスク要因に十分注意する必要があるとした上で、30 ページにおきまして、第 5 章までの考え方に従って、メリハリの効いた予算編成を行うということを述べております。

以上が経済財政改革の基本方針 2008 の概略でございます。

○香西会長

どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、社会保障国民会議の中間報告について、座長である吉川委員から御報告をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○吉川委員

それでは、私からは資料「企画 25－8」「企画 25－9」に基づいて、社会保障国民会議中間報告について御説明させていただきます。

お手元には、別途「企画 25－10」という新聞記事も 1 枚紙で配付いただいておりますが、これは私が日本経済新聞に寄稿したものでございますので、もしお時間があれば、お読みいただければ幸いです。

縦長の「企画 25－8」中間報告を主として御説明いたしますが、横長の「企画 25－9」が参考資料、図表ですので、適宜こちらの方にも言及させていただきます。

中間報告を 1 枚おめくりいただきますと、目次がございます。全体で 4 章の章立てであります。3 章、4 章のタイトルに「社会保障の機能強化」という言葉が出てまいります。これは後ほどもう一度御説明することになると思いますが、ごく簡単に述べさせていただきますと、少子高齢化というものが日本経済あるいは社会を取り巻く大変大きな環境変化だと我々は考えております。少子高齢化は当然社会保障に大きな影響を与える。そうした下で、2 つの大きな課題が生まれると私ども国民会議では考えております。

1 つは、言うまでもないことですが、少子高齢化の下で、それぞれの制度を財政的にいかに持続可能なものにするか。税調の委員の皆様方はよく御存じ、おわかりのこととございますが、少子化で現役が減っていく。高齢化でお年寄りが増えていくということになりますと、必ずしも高齢者だけではありませんけれども、やはり社会保障の給付というのは、高齢者に多く出さなければいけないということで、少子化と高齢化は財政上、社会保障にとっては、言ってみればダブルパンチということになりますので、これをいかに財政的に持続可能なものにするか。これが 1 つ大きな課題になる

ことは御承知のとおりであります。

もう一つは、少子化、高齢化が進んでまいりますと、当然のことですが、少子化、高齢化それぞれに対応した社会保障の内容を充実していく必要がある。例えば高齢化が進みますと、介護というものに対する必要も出てくるということで、日本は2000年に介護保険というものをつくったということもございます。

そこで、後者の方をこの中間報告では「社会保障の機能強化」という言葉で呼んでおります。少子高齢化という大きな環境変化に対応して、社会保障の内容を充実したものにしなければいけない。このことを社会保障の機能強化という言葉で呼んでいるわけでございます。

要は、少子高齢化の下で2つ課題がある。制度の財政的な持続性を確保する。もう一つは、今、御説明しました機能を強化する。この大きな2つが社会保障を考えたときの言わば2本柱になる。

こういう考え方に立っていることをまず御説明した上で、報告書の1ページ目から、ごく簡単に要点を御説明したいと思います。ここは税調の会議ですので、社会保障の個別の問題について立ち入って御説明をするのは時間もありませんし、また適当な場でもないと思います。この報告書あるいは関係した資料等は、すべて社会保障国民会議のホームページでご覧いただけるということだけ指摘させていただきます。

国民会議は、今年1月29日に立ち上がって、親会議、それから3つの分科会がございいます。第一が主として雇用とか年金、第二が医療や介護サービス、第三が少子化、家族政策という陣立てなんです、親会議と3つの分科会をすべて合わせますと30回近い会議を開きましたが、そのすべての会議の議事要旨、そこに提出された参考資料等は、すべからくホームページで公開されていますので、もし委員の皆様方で御関心があれば、参照していただければと思います。

そこで、税調に関係した限りでごく駆け足でこの報告書の要点を説明させていただきますと、1ページから、要は社会保障というのは大変に大切な社会インフラである。また関心も高い。これまでも成果を上げてきた。戦後の日本の経済社会の中で、社会保障は大きな成果を生んだんだ。

一番わかりやすいのは、平均寿命がこの半世紀で大変延びたということは、わかりやすい成果だろうと思います。今では忘れられがちなんです、1950年くらいですと、先進国内で日本は平均寿命が一番短い国の1つであったわけですが、現在では御承知のとおり、最も長寿の国ですので、その背後では社会保障が大きな貢献をした。しかしながら、少子高齢化の下で、先ほど既に指摘しました2つの大きなチャレンジに服している。

4ページにまいります、ここ10年弱、2000年以降をとりましても、社会保障については様々な改革がなされてまいりました。それが4ページの上半分に列挙されていますが、2000年には介護保険が創設された。これは先ほどの分類で大きく言いますと、

社会保障の機能強化というアンブレラに入るような改革だと思いますが、2001 年以降、主として小泉内閣の下で、ここに挙げてあるような改革がなされてきましたが、これは社会保障制度の持続可能性の確保をキーワードとしてなされてきた。持続可能性という意味をもうちょっと敷衍すれば、財政的な持続可能性ということになるかと思いますが、そうした改革 がなされてきた。

4 ページの中ほど 2 の文章ですが「しかしながら、これら一連の社会保障構造改革によっても十分対応できなかった問題や改革の過程で新たに生じた問題など、社会保障制度は引き続き様々な課題に直面している」。したがって、こうした問題を解決するためには、繰り返し申し上げている社会保障の機能を強化する必要がある。こういう大きな流れになっているわけであります。

機能を強化しなくてはならない社会保障が直面する課題というのは、一体何なんだということで、4 ページの下から少子化対策が遅れている。5 ページにまいりまして、高齢化は一層進行している。（3）医療・介護サービス提供体制が劣化している。（4）セーフティーネット可能が低下している。ここでは、現役世代の問題もあることは御承知のとおりでありまして、象徴的なのは、例えば非正規の労働者が増えている。現在では 3 人に 1 人がいわゆる非正規と言われているわけですが、そうした人たちが社会保障の傘から漏れてしまっているという問題もある。それが（4）であります。（5）は制度への信頼が残念ながら低下している。象徴的なものは、社保庁の問題等であります。

こうしたことを踏まえて、今後の社会保障改革の基本方向として、社会保障の機能を強化しなければいけないというのが 6 ページの最後を書いてあって、7 ページから「3 社会保障の機能強化のための改革」として、何をしなければいけないかということが書いてあります。

7、8、9 ページは、そうした社会保障の制度設計をする場合、どのような考え方をプリンシプルとしなければいけないかということが書いてありますが、時間の関係もありますので、そこは後ほどお読みいただくとして、ここでは具体論について少し数字も含めて御説明したいと思います。後ほど御質問等があれば、そこでお答えすることになります。

少し飛びますが、11 ページにいきます。社会保障の中心は、やはり年金でございます。

ちなみに、1 つだけ数字を見ていただくとすれば、横長の先ほどの参考資料です。「企画 25－9」の 5 ページを見ていただきますと、ここに「社会保障の給付と負担の現状」というものがございます。給付の全体は 88 兆ですが、その半分を超える 46 兆が年金ということになります。

ついでに負担の方も見ておきますと、3 分の 2 が保険料、3 分の 1 がこの税調に大いに関係のある税が担っているという姿になっております。ちなみに、税の内訳は、

これまた大ざっぱに見ますと、国と地方で約 2 対 1 くらいの比率になっている。

年金でございますが、とりわけ基礎年金について、現在、改革が議論されているわけですが、国民会議の方ではシミュレーションを行いました。基礎年金につきましては、皆様方御承知のとおり、現在、国庫負担が 3 分の 1、細かく言えば 3 分の 1 より少し積み増してきているわけですが、大ざっぱに約 3 分の 1。それを来年度から 2 分の 1 に引き上げることになっているわけですが、それを手当するために必要な税を消費税率に換算しますと、約 1 % になっていることは、多分、委員の皆様方は御存じだと思います。我々の行いましたシミュレーションもホームページで見いただけますが、それについては、現行の制度、いわゆる保険料方式を維持した場合に、最低年金とかそういうものを仮に確保するという手当をしますと、消費税率に換算しますと、約 2 分の 1 %、0.5 % くらいが必要になる。

もう一つ、いわゆる現行方式とは別に全額税方式というものがございます。この場合、どれほど税が必要になるか。この場合にはルールを決めないと必ずしも計算できない。つまりは、今まで未納の人たち、こうした未納者に対して、どういう対応をするか。税方式に移ったときにどういうふうにするのかということで、3 つのケースについて試算いたしましたけれども、未納については、それに対応して減額するというケースについては、消費税率換算で約 3.5 % くらい上乗せしなければいけないという計算をいたしました。

今のはマクロですが、ミクロで、税方式に移った場合には保険料が要らなくなるわけですが、一体プラスマイナスでどれだけ違ってくるのか。勤労者、自営業者、企業それぞれについて、また年齢別等も試算をいたしました。大ざっぱに見ますと、現行の保険料方式ですと、厚生年金等、共済もそうですが、いわゆる労使折半です。その保険料方式から全額税方式に移りますと、少なくともその部分では企業の直接的な負担がなくなりますので、その分、企業の負担は減る。その分、賃金が上がるのではないか、あるいは上げなければいけないのではないかという議論は別途ありますが、とりあえず直接的なインパクトということであれば、その分、企業負担が減って、そこをカバーするために個人の負担は当然増えるということになります。これも詳細につきましては、関心のある方は、ホームページを見ていただければと思います。

医療につきましては、医療制度そのものについての問題をいろいろここに指摘してございます。

少子化対策、家族政策についても、同じく具体的な論点が指摘されています。この税調はお金に関わる会議であります、18 ページの真ん中よりちょっと上のパラグラフに書いてありますが、現行では約 4.3 兆円と言われているわけですが、専門家の意見によると、これを 1.5 から 2.4 兆円増やす必要がある。よく言われるわけですが、日本は社会保障全体として、ヨーロッパ等と比べると、相対的にお年寄りに手厚い。高齢者に手厚い。逆に少子化対策、家族政策の対象となる若い家族が手薄にな

っているわけですが、それをヨーロッパに少し近づけるとなると、1.5 から 2.4 兆円くらい必要になる。それをできるだけ早く行うべきだ、実行に移すべきだというのが私ども国民会議の立場でございます。

時間も迫ってまいりましたので、最後の 21 ページであります。最後の章は短い章ありますが「4 社会保障の機能強化のための財源」。社会保障制度の持続可能性、これは主として財政的な持続性です。これは大切である。この点を重視しつつも、社会保障の機能強化を実現するためには、国民経済全体として、社会保障の財源について考えなければいけない。できるだけ早く負担についての国民合意を形成し、社会保障制度に対する国・地方を通じた必要な財源の確保を図るべきである。

年金については、基礎年金のところで全額税方式あるいは現行の方式を少し補完する。それによって、当然税の負担は違ってくるわけでありましてけれども、とりあえずシミュレーションをいたしました。

それから、少子化対策、家族政策のところで、どれくらいお金が要るのかということも先ほど簡単に御説明いたしましたが、数字がございます。

そこで、残りはというのは変なんですけど、まだ数字が必ずしもはっきりしていない医療・介護サービスに関しては、サービス保障分科会、これを私どもでは第二分科会と呼んでおりますが、そこで将来費用の推計の実施を予定しております。

私どもの会議としては、この費用推計試算を含め、各分科会からの報告も踏まえて、社会保障全体の財源確保方策について、引き続き、秋に向けて検討してまいります。

今日、御説明しているのは中間報告でございますが、私どもの会議は秋に最終報告をまとめることになっておりますが、大体、以上のようなことを国民会議の方でいたしました。

どうもありがとうございました。

○香西会長

どうもありがとうございました。

以上で昨年 11 月の答申以降の主な動きについて、報告を聞かせていただきました。しかし、大変波乱万丈でありましたから、消化するのもなかなか難しかったかと思っておりますけれども、ここからはフリーディスカッションに移っていきたいと思います。これまでの報告についての質問や御意見でも結構ですし、今後の私たちの審議に向けた御意見でも結構でありますので、自由に御発言いただければと考えております。希望のある方から手を挙げていただければと思います。いかがでしょうか。どうぞ。

○長谷川委員

これから議論を立ち上げるときの共通の理解の点を確認しておきたいんですが、それは消費税についての扱いです。つまり、総理はこの間記者会見を 1 回、2 回とやって、2～3 年後を目途に考えるみたいな発言をされて、何となく我々マスコミの受け止めは、今年の秋は消費税の議論は本気でしないというふうに出て止められているわ

けですけれども、さはさりながら、一方で、税制の抜本改正については、今年の秋にやるということを道路特定財源のところでも言っているということがありまして、これから秋に向けての税調の構えとしては、消費税については、どういうふうを考えていくのか。総理の2～3年後を目途にみたいな発言は発言として、我々は別途抜本改正のあるべき姿を議論していくというのが1つの考え方だと私は思っているんですけれども、その辺の会長の理解をお伺いしたい。

それから、それに併せて、一部与野党の間では、御承知のとおり、たばこ議連というものができていて、たばこ増税の議論が随分盛り上がっております。これは結構な財源になるという話もあって、この話と抜本改正の議論との関係。

更にマスコミの中での議論では、例の基礎年金の国庫負担割合の引き上げは2009年度となっているわけですが、無い袖は振れぬというわけかどうか知りませんが、これを先送りしてもいいのではないかという議論が与党内では出ているらしいということも踏まえて、基礎年金国庫負担割合の2009年度からやるぞといった法律で決まっている話についても、我々はどういう構えで臨んでいこうとすべきなのか。

この辺について、議論の出発点の理解、皆さんの共通認識を聞きたいと思っています。

○香西会長

私が答えるよりも、まず皆さんから御意見があれば伺いたいと思いますが、いかがですか。

私の今の感想を申し上げますと、これからまだ何か起こるかわかりません。それらについて振り回されているということではない。それは大事な問題です。もし、それが問題として実行を起こされるようになったとすれば取り上げなければならない問題で、本当にそうなるかどうかは別として、いろいろ議論もしていかなければいけない。そういう立場でしか、今のところは言いようがないと私は思います。

ただ、それだけにどんな問題を我々としては考えておきたいか。そのことについて、委員の皆さんからは是非意見を言っていただきたいと思います。

先ほど相続税の問題について、御意見を言ってくださいということでありましたけれども、税調全体の在り方についても、どういうふうにやりたいか、やるべきか。自分としてはこういうことに興味があるということで結構なんですけれども、今日言っていただけでも結構ですし、ここには大体30人いらっしゃいますから、1人が2分しゃべったら1時間が済んでしまうんですけれども、それはむしろ構わないわけでありまして、書いたものでもメールでも何でもいいから、どんどん意見を出していただきたい。そういうことがないと、シナリオをいきなり考えて、それに沿ってやっていくということはむしろ危険だと思いますから、どんなシナリオがあっても、大きな問題として考えた問題については、しっかりやっておく。こういうやり方で私はいきたいと考えております。

どうぞ。

○増渕委員

どういうふうに議論をすべきかということについては、非常にはっきりしていると私自身は思います。政府税調として、最終的にどういう提言あるいはまとまった考え方が提示できるかわかりませんが、提示できたとして、それを取り上げて政治的なプロセスに乗せていくのは政府の責任ですし、最終的には国会の場で当然ながら議論されて決まるわけです。余りそういうものから超然として議論をするべきだとも思いませんけれども、政府税調としては、税制の抜本改革というものは、どういう提案を考えなければいけないのかという基本を据えて、思うところを率直に提言することに尽きると思います。

そういうことでいいますと、私は相続税の問題やたばこ増税、そういうこともそれぞれ大事な問題なんだろうと思いますけれども、税收全体を見たときに、大きな柱というのは、言うまでもなく所得税、法人税、消費税なわけです。かつ社会保障制度改革の議論の方向性、今、吉川先生から御説明をいただいた中間報告では、あえてでしょうけれども、財源のところについては、これから議論されるということではほとんど触れられていないわけですが、どう考えても、税收全体として増収を図らなければいけないというのは、去年の政府税調としての議論でもそういうことだったと思いますし、当然そういう方向だと思います。

しかし、そのときに国内だけを見ていては議論は進まないわけですし、グローバル化された世界経済の中での日本経済、これからの日本経済の成長をどういうふうに考えるかという視点も踏まえて、税收全体としての増収を図る。

そのときに、例えば法人税についてどういう視点が必要か。国際的に見て日本の消費税の水準というのは非常に低いわけですが、そういう点あるいは所得税についても国際的な比較というものを踏まえた上で、全体としての増収を図る。そういう視点での議論が必要だと思いますし、その点について、当然具体的な議論をすべき時期だと思います。

もう一つ大きな問題は、地球環境問題といいますか、気候変動問題に対して、どう対応するか。税收の規模ということで言えばそう大きな問題にはならないとは思いますが、しかし、別の観点での大きな問題として、環境税的なことについて、政府税調としての見解をはっきりと出すべきだと思います。

そういうところが、私が個人として、これからは是非議論したいと思う点でございます。

○香西会長

どうもありがとうございました。

他の委員いかがでしょうか。どうぞ。

○井上特別委員

井上でございます。

私は中小企業の代表者として、ここの場に出させていただいておるものですから、中小企業に対する国の考え方、中小企業が日本の大半を占めておるということは、皆さんもよくおわかりになっておると思うんですけれども、しかし、その中小企業にいかにして活力を与えるかということが非常に大事な時期だと思います。このように原材料高、物価高というものが、中小企業を疲弊させている。そこでどういうふうに活力を与えるかというのは、1つは大きく税制でもって活力を与える必要があるのではないか。

一方において、事業承継税制も確立をしていただいていた。しかし、これもいろいろな問題がたくさん抱えられているだろう。今度、逆に、相続税では、遺産取得課税方式だ。今までの基礎控除はなくすというような考え方で、そうしたら事業承継する人間の資産というものは、取っていくんだ。公平分配だ。資産の再分配だということ取っていくこともいいのかもしれないけれども、企業をする人間の資産というものをそういう形で取っていってしまうと、企業経営に資産というものは活用されているわけです。

例えば、家などは長期資金を借りるときには、すべて担保に提供しないと、長期資金というものを借りられない。どうも金融庁では無担保、無保証と言っておりますけれども、そんなことは実際の世の中で、今、通らないわけです。それで、無担保、無保証なら非常に金利を高くするぞという状況でありまして、本当にどう考えておられるのか。中小企業をもっと大きく発展させるための税制というものを、この場でしっかり確立をしていただきたいと思います。

中小企業に対する基盤強化のための仕組みというものは、少しずつはできてはおるんですけれども、抜本的にどうするんだということを是非とも検討していただきたいと思います。

あと、納税の複雑さといいますか、地方法人二税だとか、社会保険料などは、国と地方が重複している。そんなものは一本化して、やはり負担を軽くするという仕組みももっと考えていただくべきではないのかと思っております。社会保険の問題も大きな問題ではあるわけですが、企業の社会保険負担の減免措置ということも考えていただく必要もあるのでないかということと、やはり中小企業はどちらかというと、内需型の企業であるわけですので、その内需型の企業にどのように活力を与えるのかということも、是非とも併せて御検討をお願いしたいと思います。

よろしくお願いいたします。

○香西会長

ありがとうございました。

ほかにはいかがでしょうか。それでは、田近さん、どうぞ。

○田近委員

税調が開始されて、これからの課題ということで意見を申し上げたいんですけども、かいつまんで述べたいと思います。

まず財源に関しては、今までも常に重要でしたけれども、やはり 2011 年に国、地方を合わせたプライマリーバランスを黒字にする。それ以降は、債務残高を減らすということが国の方針として決まっているわけですから、ここで詰めることはできないでしょうけれども、どの数字を前提にこれから税収の方を考えていかなければいけないか。これは例年にも増して、きちんとした対応が必要だと思います。

そのときに、税調の側から歳出に対して、具体的なことを物申すことはできないんでしょうけれども、2006 年の基本方針、骨太で決まった最大限 14 兆近くの歳出カットの方向はきちんと守ってほしいということも、念を押していくべきだ。

したがって、まず第 1 は、例年にも増して、厳しい経済環境が予想される中ではあっても、税調が前提とすべき財政要件とは何なのかということをお場で共有すべきだと思います。

あとは、去年の 11 月の税調の答申でもいろいろ議論したわけで、それを踏まえてでしょうけれども、今日も社会保障について吉川さんから御説明がありました。つけ加えるということではないんですけども、更に強調するとすれば、社会保障、医療、介護、年金においても、やはり世代間の負担のしわ寄せというか、若い人への負担のしわ寄せが起きている。一方、若い人の方では、いろいろな意味で格差も起きている。そういうある意味で支える方の二重、三重の負担がある中で、問題をどう解くか。

そういうところで、去年の税調の議論で私自身で印象に残っているのは、消費税というだけではなくて、相続税も社会保障と絡めた重要な収入源だという議論があったと思います。

更に今年のテーマとしては、いわゆる環境問題、道路財源に関わるということだけではなくて、環境に関する税やあるいは排出権も含めて、全体の中で税をどう考えるかということは、決して新しくはないですけども、税調としても関わるべきテーマではないかと思います。

それから、地方分権では国と地方の仕事の分配と同時に、当然財源の話も出てくるわけで、去年以来、特に地方の法人特別税等で議論してきましたけれども、ここもやらなければいけない。

そのほか、個人所得税、法人税については、既に多くの議論がされているので繰り返しませんけれども、例年になくメリハリというか、税調で何を与件にして何を政策的な提言に持っていくかという集中的な議論が必要だと思います。

以上です。

○香西会長

ありがとうございました。

ほかにございますか。どうぞ。お願いします。

○若林委員

先ほどの最初の議論に戻りますけれども、前の税調会長のときは、政府税調といえども、政治の動きとは無関係ではおれないということで、いわゆる上げ潮派路線に乗っかって、事実上政府税調の場で消費税の議論というのは封印されたのではないかという印象を私は持っています。間違っていたら言ってください。

この国の財政状況や社会保障の安定的な財源を考えると、香西会長が言われたように、何が起こるかわからぬ状況で、やはり消費税はどうあるべきか。基本的な姿や具体的な姿まで、この場ではきちんと議論しておくべきだというのが私の考えです。

先ほどの相続税の話はありますけれども、ああいうのはやはり難しいから、専門家にある程度議論してもらえばいいと思いますが、政府税調の審議の進め方につきましては、会長に一任すればいいのではないかと考えております。

○香西会長

井戸さん、どうぞ。お願いします。資料は配ってあります。皆さんに申し上げてあります。

○井戸特別委員

見させていただきました。恐縮です。

まず消費税の問題については、消費税の問題を抜きに抜本的な税制改正を論ずるということにならないのではないかと思います。抜本的税制改正を論ずるのに消費税を棚上げして論じて何が抜本的かということになるのではないか。特に消費税を単に上乘せするだけなのか、それも1つかもしれませんが、現実に歳入が歳出に対して不足している事態をどのように解消していこうかというのが課題になっているときに、単に消費税の問題は現行の税制体系から外れた議論として整理できるのかということ、まず難しいのではないかと思います。

もう解説はいたしません。先日、知事会で議論になりまして、私どもとしても消費税率引上げということを出すべきではないかという方も結構いらっしゃったんですが、しかし、景気動向等を勘案したときに、今のタイミングは余りにも悪過ぎるのではないか。橋本内閣当時の3%から5%に上げて、国民の購買力を奪ってしまって、大きな不況を招いてしまったという経験も学ぶとすると、時期とか幅とかについては、相当慎重でなくてはいけないけれども、しかし、議論としては、今からやっておかないと、いざというときにはさっと間に合うようなタイミングにならないのではないかと1つ思います。

もう一つ、それとの関連で地方法人特別税でございまして、これも実を言いますと、特に消費税を含む税制の抜本改正までの地域間格差を埋めるための特別措置であったはずでありますので、それとの関連でも消費税抜きの議論はなかなかしにくいのではないかと考えております。これが1つです。

2番目は道路特定財源の一般財源化の問題でありますけれども、実を言いますと、

政治的に決まってしまったことについて、繰り返し言う必要はないのでありますが、我々は一般財源化の問題について、この税調では余り議論したことはなかったのではないかと思います。

一方的に政治情勢の中で決められてしまったわけではありますが、ただ、道路特定財源の一般財源化だから何でも使っていいのかという議論になりますと、自動車ユーザーにだけなぜ特別な負担を自動車関係税だということで負担するのかという論理的な整理が十分されていないのではないかと。そうだとすると、一般財源化との関連で、自動車ユーザーに特別な負担を求めるという論理的な整理をきちっとしていかないと、環境税だからいいんだとか、それも1つの主張かもしれませんが、これは納税者から言うと納得がいかないという議論につながっていくのではないかと。そのような意味で、これもきちっとした議論をしておく必要があるのではないかと。このように思います。

3番目、相続税負担につきましては、前に私も発言させていただきましたが、いずれにいたしましても、余りにも負担が軽減され過ぎている。これはマクロとしての量の面でもそうですし、ミクロの面でもそうなっています。したがって、今のこのような格差社会がどうだこうだと言われている以前よりも、公平な税負担の在り方として、どの程度の相続税負担が正しいのかという議論をきちっとしておく。あるいは実証分析に基づいて検証しておくことが不可欠ではないだろうか。このように思います。

4番目でございますけれども、景気の足元が非常に揺らいでいる状況の中で、税が景気対策に対して、機動力を発揮するという仕掛けが日本の税制度においてはほとんどないんです。

しかも、歳入不足だという全体の流れの中で、そういう活動がなかなかできないという状況に追い込まれているのかもしれませんが、実を言うと、歳出削減だけで財政再建をやっていこうとすると、繰り返しませんけれども、日本全体の活力をどんどん奪ってしまって、高齢者や吉川先生から御説明があった少子化対策だとか、あるいは中小企業というところに、弱いところに矛盾が出てくるという状況が、今、現実として出てきています。そうだとすると、景気動向に対してもっと機動的に歳入面でも動くような仕掛けというものを持っていけないかと。

これはよく考えた上での提言ではありませんが、例えば個人のレベル、消費力を増やそうという意味では、戻し税というようなことが1つ考えられますし、法人の関係では内需に対するインセンティブを与えるという意味で、投資インセンティブを内需に対してどう与えていくか。特に東京周辺ではなくて、地方に対して、これは我が田に水を引いているのかもしれませんが、地方に対してインセンティブを与えていくという仕掛けがあってもいいのではないかと。こんなふうに思います。

私の問題意識としては、今、述べたようなところでございますが、会長の御指導をお願い申し上げたいと存じます。

○香西会長

横山さん、長谷川さん、どうぞ。

○横山委員

横山です。

少し整理をさせていただきたい点は、私どもの税調で税収の規模について所与とするのかどうかということで、これはまさに増税を前提にして議論をしていいのかということと、そうではなくて、税収中立の議論に徹して、それで増税が必要であるというような与件が変わったときに、その体系全体で増収を求めていくような、増税を求めていくような議論をしていくのかどうか。

これは吉川委員の社会保障制度の在り方で、与件として、こういうことを達成するためには、どうしても税収が必要ですよということである。そのときに、その税収を達成するための抜本的税制改革なのかというと、どうもちょっと違うのではないかな。そうすると、抜本的税制改革とは何ぞやという議論を、どこかでもう一回しておく必要があるのではないかな。私見ですが、そう思います。

そのときに、日本社会の行き詰まり感みたいなものの中で、税負担を求められないような税体系であるのではないかな。これは田近委員が言われたように、今の税収のままにおいても、やはり税制として望ましい姿ではないと思います。と申しますのは、世代間の負担の公平というものを考えたときに、歳入と歳出を併せて考える場合と、税だけで考える場合、議論は違ってくると思うんですが、そのときに公平を考えると、きも、どういう観点で、いわゆる歳入歳出一体で考えていくのかどうかということも、私は整理しておくべきではないかと思っています。

成長と財政健全化の両立ということで、基礎的財政収支を達成するんだ。バランスさせるんだという目標が既に決定されていますので、そこを議論の出発点としたときに、少なくとも増税を求めざるを得ない状況だ。そうだとすると、どのくらいの増税が必要かということによって、税構造の姿が違ってくるとは思えないんです。そうすると、どれくらいの増税であっても、望ましい税制全体の姿の議論をどこかでしておかなければいけないのではないかな。

そのときに、議論の前提として、競争力グローバル化の中の日本経済とか家族機能のある意味機能低下の下、少子高齢化の下での望ましい税制の在り方とか、こういう御議論をもう一回しておく必要があると思います。確認だけでもです。

あと、国民がある程度納得づくで税を支払うような姿は示してく必要があるのではないかな。だから、首相の方から、税制のグリーン化という言葉が出てきている。これは1つの日本社会の望ましい姿の理念に向けての税の在り方の方向性なんだろう。

それから、もう一つ重要な言葉として、これは吉川委員から出た言葉にも関連するんですが、社会保障制度の持続可能性ということ、あるいは家族そのものの在り方を社会保障制度の持続可能性の中で、国民全体がどういうふうに考えていくのか。これ

は吉川委員がおっしゃられているように、国民的な議論が必要だということなんでしょうけれども、ただ、前提として、今の高齢化という大きな潮流は、ここしばらく変わらないだろう。少子化というのは、今、子どもの数、出生率が高まったとしても、タイムラグがありますので、どうしても今の日本の構造の中で、社会保障制度の持続可能性を高めるためには、負担を求めざるを得ないのだろう。

そうしたときに、前から言われていますけれども、北欧型の高福祉高負担型を求めるのか、そうではないのかといったときに、やはり日本の社会の負担としては、公費負担というんでしょうか、国の関与はどの程度を想定して議論をするのか。それはいろんなオプションがあると思うんですけれども、少なくとも、構造としては、ここ10年あるいは15年ぐらい変化がないとすれば、やはり社会保障制度の持続可能性を高めるような税制の在り方というものも議論しなければならないのではないかと。

くどういようですけれども、私は税収の規模がどうであれ、今、税制そのものを見直さなければならぬだろう。増税が必要だった場合に、その増税を求められるような税制改革というんでしょうか、税の姿になっていることが望ましいと思っています。

以上です。

○香西会長

どうもありがとうございました。

長谷川委員、猪瀬委員、出口委員の順番でお願いします。

○長谷川委員

2回目になりますから、短く言います。

秋に向けた税調で消費税を含む抜本改正を議論するということで、総理のときどきの発言とは関係なくと言ったら言い過ぎかも知れぬけれども、議論するということについては、私も当初からそう思っていましたので、大いに議論すべきだと思います。

その上で、多少中身に入るんですけれども、今日、井戸さんから全国知事会のペーパーが配られています。そこで提起されている問題、つまり、地方消費税の扱いがあります。全国知事会のペーパーも地方消費税を地方固有の財源として拡充すべきということをおっしゃっていて、私もそれに賛成ですが、一方で社会保障の財源として消費税の目的税化という議論もずっとこれまであった。もし社会保障の目的税化を図りつつ、かつ地方の税源としても拡充していくとなると、消費税のでき上がりの増税幅というのは、ものすごく大きくなるということを念頭に置いておく必要があるだろう。

その上で、社会保障は先ほどのプレゼンテーションにもあったとおり、所得再分配のものすごく重要な機能である。そうであるとするならば、所得再分配の歳出を賄う財源も所得再分配に適した税、具体的に言えば、所得税や法人税をイメージしているわけですが、そういうものも選択肢として頭に置いておいてもいいのではないかと。

つまり、何となく我々マスコミは消費税を社会保障の財源にとイメージしてしまっ

ていて、私自身もどちらかというと賛成の立場で議論をしてきたんですが、よくよく考えてみると、全国知事会からこういう要望もある上に、所得再分配ということは、つまり、ペーパーにもあったとおり、高額所得者あるいは地域から低額所得者あるいは地域に再分配するということであるわけですから、やはりそれにふさわしい直接税ということ念頭に置いてもいいのではないかということだけ、今、申し上げておきたいと思います。

以上です。

○香西会長

それでは、猪瀬さん、お願いします。

○猪瀬委員

道路特定財源の一般財源化についてですが、06年度で5兆8,000億円あったわけですが、07年度で5兆6,000億円、08年度、今年の見込みでは5兆4,000億円と、大体2,000億円ぐらいつつ税収が減っているというのは、事実として1つあります。

それから、安倍首相が一昨年の暮れに一般財源化する金額が1,800億円だと言いまして、昨年の暮れに福田首相が一般財源化するの1,900億円だと言いました。一般財源化というのは、従来の道路特定財源の支出に関わらずということになると思われますが、しかし、今まで道路に必ず使わなければいけないと言っていた金額は、大体5兆6,000億円のうち5兆円か4兆9,000億円ぐらいで、あとの6,000億円か7,000億円は道路の周辺に関わる話として支出することになっていたと思います。今度、道路特定財源の一般財源化ということで、実際にどのくらい道路に使うかどうかというのは、多分、私の予想では、今までの実績からいうと6,000億円か7,000億円ぐらいが一般財源化するのではないかと思うので、その辺は実は議論されていないということだと思います。

暫定税率を維持するかしないかというところで、今年の3月ですけれども、福田首相がガソリンの25円分を一般財源化することをおっしゃっていた流れの中で、私は25円分を仮に地方に税源移譲したら幾らになるかということで申し上げたんですが、1兆4,000億円になるんですけれども、1兆4,000億円の税源移譲というものが考え方としてはあり得る。そういう場合、そもそも道路特定財源で軽油は引取税として地方税であって、ガソリンは蔵出し税として国税であるということが、どうしてそうになっているのかという根本的な問いに返っていかざるを得ないということになると思います。

ガソリンの25円を地方にすることであれば、そもそもガソリンは蔵出し税で、地方税として初めから設定していなかったということになるんですが、これから税源移譲の話を展開していくときに、ガソリンが固定的に国税であって、軽油が固定的に地方税であるという状況については、再検討が必要ではないかと思います。

もう一つ、税源移譲に関わる話ですが、地方分権改革推進委員会で、今度、秋に第

2次勧告を出しますが、それは国の出先機関について整理、縮小ということになります。そうしますと、国家公務員が33万人いて、21万人が出先機関で働いているわけですが、単なる地方の都道府県庁と出先機関の人間がダブっているということだけではなくて、そこでたくさんの仕事が重複していて、そこに多くの無駄が発生していて、地方税と国税が重複して消費されていることになっているわけで、そういうところをきちんと構造的に見直した言い方で、政府税調はきちんとした考え方を持つ必要に迫られてくると思います。なぜならば、今度の出先機関の2次勧告の次に、3次勧告として、来年春過ぎくらいに税源移譲の問題を提起せざるを得ないわけです。したがって、その税源移譲の問題は、自動的に出先機関の整理、縮小を勧告するところから中身の議論に入っていかなければならないということになりますので、政府税調としても、今までの国の税収が幾ら、地方の税収が幾らというところの問題に立ち入りながら、そういう議論に入っていかなざるを得ないのではないかということを申し添えておきます。

以上であります。

○香西会長

それでは、出口さん、どうぞ。

○出口特別委員

政府税調はこれまで相当いろんな議論を重ねてきたと思います。中長期のことにも相当の議論をしてきましたが、生活者の視点に立ってということで、これまでの議論と全然違う現象が、今、起きている。

一番典型的なのは原油高ですけれども、それ以外にも、私は国立民族学博物館というところにおりますから、私の周りはネパールとかモンゴルの奥地に行っているいろんなものを見聞きしているんですが、物価高というものがいろんな国で経済的なデータに出る前の段階で、相当いろんなことが起きている。

これまで我々が議論した中で余り前提にしてこなかったことの1つとして、インフレというものがあるわけですが、私は経済学者ではないので、この税調は大変すばらしいエコノミストがたくさんいらっしゃいますから、インフレがどの程度コントロール可能なかどうか私はよくわかりませんが、これまで中長期のことで議論した中で、当然、名目成長率やそういったことはありましたが、それほどこの高騰を想定していなかったのではないかと。

それから、たびたび井戸委員からビルトイン・スタビライザーのことも御指摘があったかと思うんですが、そういったことに関して、中長期のことを議論するのであれば、ある程度のこれまで以上の幅を持った議論をしておかないといけないのではないかと、経済学の素人としてお願いしたいと思います。

○香西会長

それでは、伊藤さん、お願いします。

○伊藤委員

ちょっと乱暴な議論をさせていただきたいんですけれども、自分の頭の整理も含めて申し上げたいと思います。

税調の議論のやり方はどうだろうかというときに、2つ大きく分かれると思います。今日のお話を伺っていても、多分こちらの方が今までのやり方、流儀だし、重要だと思うのは、いわゆるピース・ミール方式というふうに私は名前をつけさせていただきますが、どこかに重要な問題を見つけて、あるいはそれについて皆さんで合意して、それを是正するためにはどういうふうな税金の調整をしたらいいだろうか。

例えば年金の財源が必要だから、それに対してどう対応するかとか、あるいは道路税の問題がこれだけ大きな議論になってそれを始め、深いところでは環境にも関わっているの、それに対してどういう議論をしたらいいのか。あるいは少子高齢化が非常に大きな問題になっているときに、世代間の配分が変わってきたので、それについてどういう対応したらいいだろうかとか、あるいは今、出たような地方と国の関係が大きく見直されようとしたときに、それに対して税としてどう考えたらいいだろうか。

多分これが1つの本流だろうと思うし、そういうピース・ミールで、とりわけどこに議論を集中してやったらいいかということ、ここで議論してやったらいいんだろうと思います。ただ、ちょっと気になるのは、それだけでは済まなくなっているような状況なんだろうと思います。

恐らくもう一つの議論の仕方があって、それは何かというと、ある種の最適な絵みたいなものを求めていく。それが中長期の議論なのか、もうちょっと抽象的なかわかりませんが、ただ、その場合、悩ましいのは、多分1つの最適というのはいないだろうと思います。つまり、税というのは、いろんなところに影響が出てくるわけで、世代間の分配にも影響が出てくるし、あるいは環境にも影響が出てくるし、税収をどれだけ見るかによっても違って来る。ただ、どういう税の体系だったら、どういうところにいろんなメリット、デメリットが出てくるのか。そもそも望ましい税ではなくて、幾つかの代表的な税の体系、また消費税を上げるのかとか、あるいは資産税を上げるかというのは、いろんな影響が出てくる中で、最終的には社会として何かを望むかというのは、言わばどこにウエイトをつけていくかということだろうと思います。

何かそういう議論も一方でしておかないと、いつまで経ってもピース・ミールの調整の中で、それは大事なんですけれども、世の中の動きの方がどんどん先に行っちゃって、気がついたら、こちらは時速10kmで追いかけているんだけど、北欧は時速50kmで走っていつてしまうということになりかねない。

ですから、多分中長期の議論だろうと思うんですけれども、そういう中長期の税とその影響の在り方みたいなことについても、是非1回御議論をしていただいたらいいのではないかと。そうしたら、ピース・ミールの議論が中心になるということは、十分

に認識はしています。

○香西会長

どうぞ。

○江上委員

江上でございます。

今の伊藤委員のお考えに非常に共感を持ちました。それと先ほど増渕委員、ほかの委員の方もおっしゃったんですけれども、今、景気の後退局面に入っているわけですが、去年 11 月というのは税調の答申をつくった時期だったんですけれども、それが多分景気のピークだったと思います。それからずっと後退局面に入っていて、今、何人かの委員の方々がおっしゃったように、これからの経済、景気というものが、今までと少し違うのではないかと。金利が上がらない、資源が上がっている。そして、賃金も上がらない。こういう中で、これからの税制を考えていく上で、構造的にもう少しグローバルなところでの経済の影響と仕組みがどうなっているのかということ、是非ここで勉強なり議論なりをしていただきたいと思います。と思っています。

法人税が補正に比べて 1.2 兆円マイナス、地方税でも 1 兆円近くマイナス。所得税は遅行性なのでまだ出ていないんですけれども、法人の収入が下がれば、どうしても経費削減、今、もはや設備投資も下がってきておりますし、人件費が削減、減少すると、やはり所得税にも影響が出てくるということがあろうかと思っています。

それから、今、一部上場企業の製造業で言えば、6 割、7 割、8 割、9 割までが海外売上げの企業が非常に目立ってきているわけです。そういう意味では、輸出も落ちてきているということで、日本国内の事情だけで議論していいのかという気がしております。

私たち税制の議論というのは、税負担のことだけでなく、税制がどういうふうこれから日本の国の収入をマネジメントしていくのかという極めて戦略性を持っていると思います。そういう意味では、先ほど増渕委員がおっしゃったグローバルな市場経済を考えて、どういうふうに法人税の在り方を議論していくのかということも、また所得税を支えていく 1 つの大きな論点の柱になるのではないかと思います。その辺を是非議論に盛り込んでいただければありがたいと思います。

○香西会長

上月委員、どうぞ。

○上月特別委員

相続税のお話なんですけれども、今、実務家等のお話をいろいろ聞いておりますが、私は政府税調ではどれだけの負担が本当に公平公正な負担なのかということ、数字で示すというのは、ここの税調でやっていただく方がいいのではないかと。実務的にどの数字をどうするかということは、もっと下のところでいいのかもしれませんが、一体どれぐらいの相続に対して、どれだけの税金を負担するべきかというものは、任

せてしまうのではなくて、ここで審議をしていただきたいと思います。

それから、私もいろいろあちらこちらでお話をしていますと、歳出削減というお話がどうしても出てきて、それさえできれば何でもできるのではないかという話が一般の国民の中に底堅くというんですか、皆さん思っています。

1つはマスコミの方の責任も多少あるのかもしれませんが、そういう意味で、先ほど猪瀬委員からも意見が出ていましたけれども、歳出削減をしてこうなるんですというものができれば、この税調で数字を示すことができればありがたい。その上で、我々は社会保障が本当に大変だ。それよりどの税制で持っていけないといけないということもよくわかっているわけですし、去年の答申でも所得税にせよ、法人税にせよ、こうすべきだというところでかなりの案を出しております。しかし、国民の皆さんが全然それについてこないんです。ですから、その辺のところも是非お考えいただけたらと思います。

以上です。

○香西会長

約束の4時は終わりつつありますが、どうぞ。

○神野会長代理

いろいろどうもありがとうございました。

秋からの進め方ですが、私の個人的な考えから申しますと、最初に会長がおっしゃったような方向で進めていくのが一番いいのではないかと思います。これまでの税調と違って、昨年、私たちは委員の皆様方に非常に努力をいただいて、抜本的な税制改革、これは消費税を含んだ方向性を少なくともあれだけ議論してやったわけです。少なくとも我々が秋に向かってどういう答申を書くかという上で、ベースキャンプといいますか、よりどころにするのは、昨年ここで合意した、方針を打ち出したことである。これを基準にしながら、方向性をもう少し具体的なものにしていくかどうかということ、さまざまな状況を見ながら議論していくということをするしかないのではないかと思います。

ただ、更に大きな状況の変化というものがございますので、1つはやり残した問題として大きな問題として取り上げざるを得ないのは、揮発油税関係の問題あるいは道路に関わる問題、更に相続税については、昨年行った改革を整合的なものにしていくだけではなくて、いろいろ負担の問題の御議論がありますから、それを含めて議論するとか、あるいは環境関係の問題を議論するというを行なったとしても、基本は長期的なことは既にやった。その上で、どこまで具体的に煮詰めていくのか。あるいはそこで論じられなかった問題をどうするか。

それから、状況の変化、つまり、経済的なインフレというよりは、スタグフレーションと言った方がいいかもしれませんが、そういう状況が大きく変わったことが我々が昨年の秋に出したものを大きく変更しなければならない状況なのかどうかを含めて

議論していく。

しかし、足がかりは、ベースキャンプとして、昨年の答申が少なくともこの税制調査会として、長期的な方向を打ち出したということを基礎に進めていく。そこだけは合意していくということで出発していかないと、混乱してしまうのではないかと思いますので、進め方としては、最初に会長がおっしゃったような方向で進めていくというのが、最も賢い選択ではないかと思います。

○香西会長

久しぶりにお会いして、早速いろいろな議論が出て、大変楽しくお伺いしましたが、どの委員もしんどいなと思うところだと思いますが、今年は例年よりも税の問題は厳しい状況にあることは間違いないわけですし、その意味で、税調としても、結果はともかくとして、やったという程度のことは、これから半年はやりたいという気持ちでいたいと思います。

今日お伺いした御意見についても、早速そうしたいと思いますが、その他の点で御発言のなかった方も、何か御意見があれば、事務局の方に是非こういうことが大事ではないかということをお伝えいただいておりますようにお願いしたいと思います。

私は会長ということになっていますので、とにかく少し頭を冷やして、皆さんの御意見を聞かせていただいたところを整理してみたいということで、今日は終わりにさせていただきますと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、本日も大変熱心に御議論いただきまして、ありがとうございました。

次回以降につきましては、今回のことについても急にばたばたと招集した嫌いがございましたけれども、いろいろ御意見を伺いながら、できるだけ実のある議論になっていくように努力したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、どうもありがとうございました。

[閉 会]

[注]

本議事録は、毎回の審議後速やかな公表に努め、限られた時間内にとりまとめるため速記録から、内閣府大臣官房企画調整課、財務省主税局及び総務省自治税務局の文責において作成した資料です。

内容には正確を期していますが、税制調査会議事規則に基づき、事後の修正の可能性あることをご承知おきください。